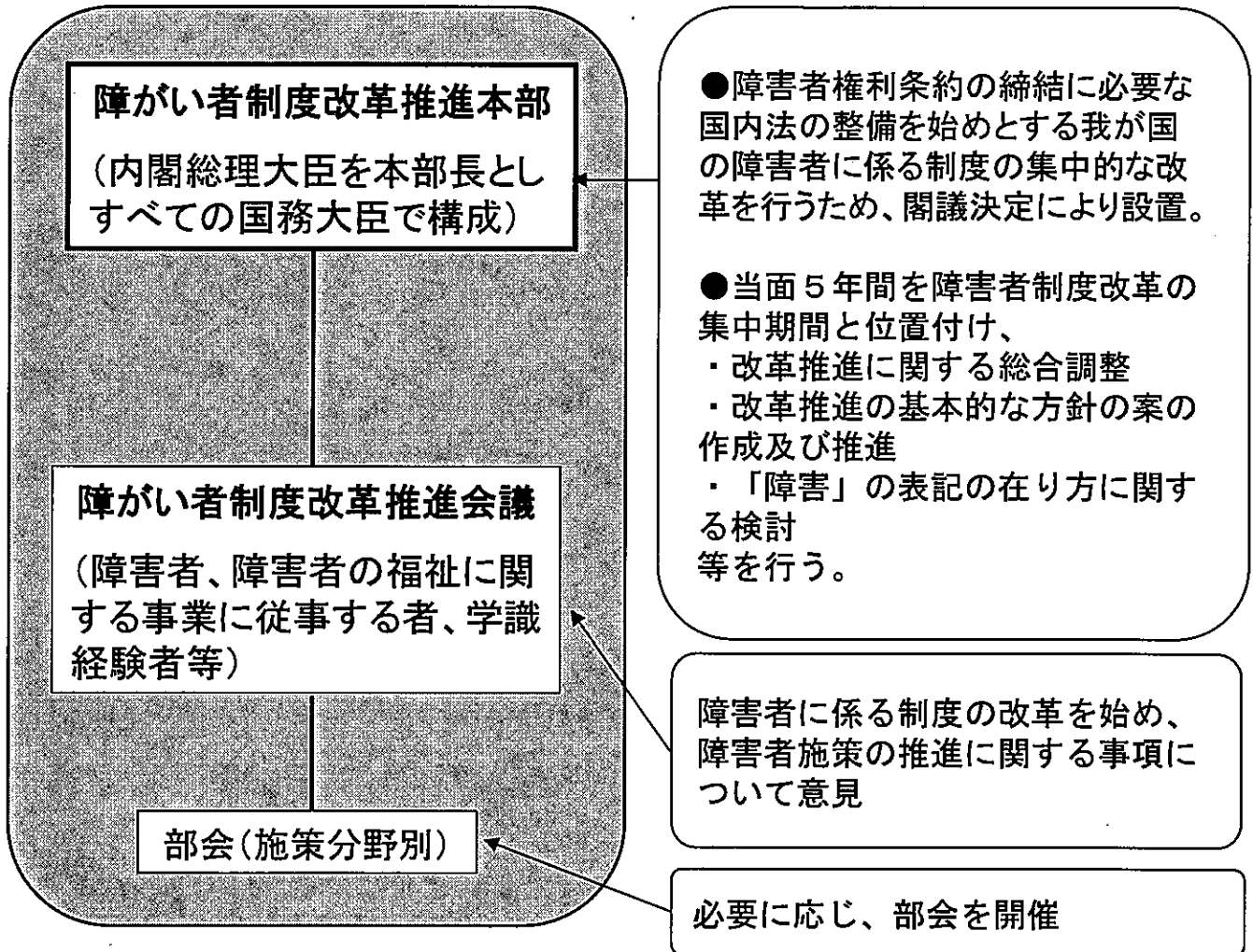


(参考) 第1回障がい者制度改革推進会議資料より
〔平成22年1月12日実施〕

障害者制度改革の推進体制



【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度
- ・教育
- ・雇用
- ・障害福祉サービス

等

障害者制度改革の検討に当たっての論点(案)

論点	障害者基本法で定められている項目	障害者基本計画で定められている項目	障害者権利条約で定められている項目
障害者制度の基本的な在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・目的(1条) ・定義(2条) ・基本的理念(3条) ・国及び地方公共団体の責務(4条) ・国民の責務(6条) ・施策の基本方針(8条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会のバリアフリー化の推進(I-1) ・利用者本位の支援(I-2) ・障害の特性を踏まえた施策の展開(I-3) ・総合的かつ効果的な施策の推進(I-4) ・啓発・広報(III-1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・前文 ・目的(1条) ・定義(2条) ・一般原則(3条) ・一般的義務(4条) ・身体的自由及び安全(14条) ・プライバシーの尊重(22条) ・家庭及び家族の尊重(23条)
「障害」の表記の在り方			<ul style="list-style-type: none"> ・平等及び差別されないこと(5条) ・障害のある女子(6条) ・障害のある児童(7条) ・生命に対する権利(10条) ・危険な状況及び人道上の緊急事態(11条) ・法律の前に等しく認められる権利(12条)
差別の禁止等障害者の権利利益の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的理念(3条) ・相談等(20条) 		<ul style="list-style-type: none"> ・拷問又は残虐な、非人道的若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由(15条) ・搾取、暴力及び虐待からの自由(16条) ・個人が健全であることの保護(17条)
虐待等の防止			<ul style="list-style-type: none"> ・政治的及び公的活動への参加(29条)
政治的及び公的活動への参加			<ul style="list-style-type: none"> ・司法手続の利用(第13条)
司法手続の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・教育(14条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・育成(III-4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育(24条)
教育			

施設・サービス等の円滑な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の確保(17条) ・公共的施設のバリアフリー化(18条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境(Ⅲ-3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及びサービスの利用可能性(9条)
情報の入手、利用等	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の利用におけるバリアフリー化(19条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報・コミュニケーション(Ⅲ-7) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及びサービスの利用可能性(9条) ・表現及び意見の自由並びに情報の利用(21条)
雇用等	<ul style="list-style-type: none"> ・職業相談等(15条) ・雇用の促進等(16条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用・就業(Ⅲ-5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働及び雇用(27条)
所得保障	<ul style="list-style-type: none"> ・年金等(13条) 		<ul style="list-style-type: none"> ・相当な生活水準及び社会的な保障(28条)
地域社会での自立した生活(障害福祉サービス等)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、介護等(12条) ・職業相談等(15条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援(Ⅲ-2) ・精神障害者施策の総合的な取組(Ⅰ-3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立した生活及び地域社会に受け入れられること(19条) ・個人的な移動を容易にすること(20条)
障害のある児童の福祉		<ul style="list-style-type: none"> ・教育・育成(Ⅲ-4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童(7条)
保健医療	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、介護等(12条) ・障害の予防に関する基本的施策(23条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療(Ⅲ-6) ・精神障害者施策の総合的な取組(Ⅰ-3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康(25条) ・リハビリテーション(26条)
その他の施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間(7条) ・文化的諸条件の整備等(22条) ・経済的負担の軽減(21条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動し参加する力の向上(Ⅱ-1) ・活動し参加する基盤の整備(Ⅱ-2) ・アジア太平洋地域における域内協力の強化(Ⅱ-4) ・国際協力(Ⅲ-8) 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動の自由及び国籍についての権利(18条) ・文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加(30条) ・国際協力(32条)
障害者施策の実施及びその監視等の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本計画等(9条) ・法制上の措置(10条) ・年次報告(11条) ・中央障害者施策推進協議会(24条、25条) ・地方障害者施策推進協議会(26条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策実施計画(Ⅳ-1) ・連携・協力の確保(Ⅳ-2) ・計画の評価・管理(Ⅳ-3) ・必要な法制的整備(Ⅳ-4) ・調査研究、情報提供(Ⅳ-5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・統計及び資料の収集(31条) ・国内における実施及び監視(33条) ・国際的監視(34条～40条)